

【幼稚園認可の廃止申請手続きについて】

- 私立幼稚園（幼稚園型認定こども園含む）が新制度に基づく「幼保連携型認定こども園」の認可を受けられる場合、幼稚園認可の廃止手続きが必要になります。
- 3月に実施される大阪府私立学校審議会に諮問することになりますので、本申請書類（2～3ページ）に必要事項を記載のうえ必要書類を添付し、**平成31年1月31日（木曜日）までに大阪府私学課にご提出ください。**
（記載例はあくまでも参考ですので、必要に応じて修整してください）
- 大阪府私学課にて幼保連携型認定こども園の認可が行なわれる見込みであることを確認して、幼稚園廃止認可の手続きを進めていきますのでご安心ください。
- ご不明な点があれば、大阪府私学課あてお問い合わせください。
〈大阪府私学課 直通06-6210-9273〉

（備考）

私立幼稚園が幼稚園型認定こども園に移行する場合は、幼稚園廃止手続きは不要です。

平成31年 月 日

大阪府教育長 酒井 隆行 様

幼稚園番号

設置者住所

設置者名

代表者名

印

廃止認可申請書

このたび、幼稚園を廃止したいので、学校教育法第4条の規定によって認可されるよう、同法施行規則第15条の規定に基づく関係書類を添えて申請します。

(記載例)

1. 廃止の理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的提供の推進に関する法律第17条に基づき「幼保連携型認定こども園」(施設)として認可を受ける予定(認可申請中)であり、法律上、同法に基づく単一の施設となることから、私立学校法に基づく幼稚園認可の廃止手続きを行なうもの。

2. 廃止年月日

大阪府教育長の認可のあった日

3. 園児の処置方法

認可予定の幼保連携型認定こども園において、引き続き、教育・保育を実施する。

4. 指導要録の引継ぎ方法

認可予定の幼保連携型認定こども園を運営する学校法人〇〇〇〇において、引き続き、保管する。

5. 教職員の処置方法

認可予定の幼保連携型認定こども園にて引き続き勤務する。

6. 資産の処置方法

認可予定の幼保連携型認定こども園の施設として、教育・保育のため引き続き使用する。

〔提出部数〕 正副各1部

〔添付書類〕

(1) 理事会等の決議録(個人立の場合は不要)